

# セルフメディケーション 税制をご存知ですか？

くらしの窓  
すぎなみ

臨時165号

平成30年 6月

発行・杉並区立

消費者センター

☎ 03-3398-3141

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」（世界保健機構の定義）です。セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、対象となる医薬品を購入した費用に対し、確定申告をして所得控除（医療費控除の特例）が受けられる制度です。この、特例は2017年（平成29年）からの5年間の時限制度です。

対象となる医薬品とは、ドラッグストアなどで購入できる医療用から※転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）です。



税制を受けるのには

- ① 1月1日～12月31日までの領収書を集める。
- ② 検診や予防接種の結果や領収書も保管する。
- ③ 確定申告をする。

《識別マーク》

セルフメディケーション

税 控除 対象

制度の対象となる医薬品の多くは、パッケージや店頭のパライスカードに「識別マーク」が入っています。

また、購入した際の領収書には、セルフメディケーション税制対象品であることが表示されます。

※転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）

風邪薬・胃腸薬・鼻炎用内服薬・水虫・たむし用服薬・肩こり・腰痛・関節通の貼付薬（これらの全ての医薬品が対象となるわけではありません。）

《裏面に続く》

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



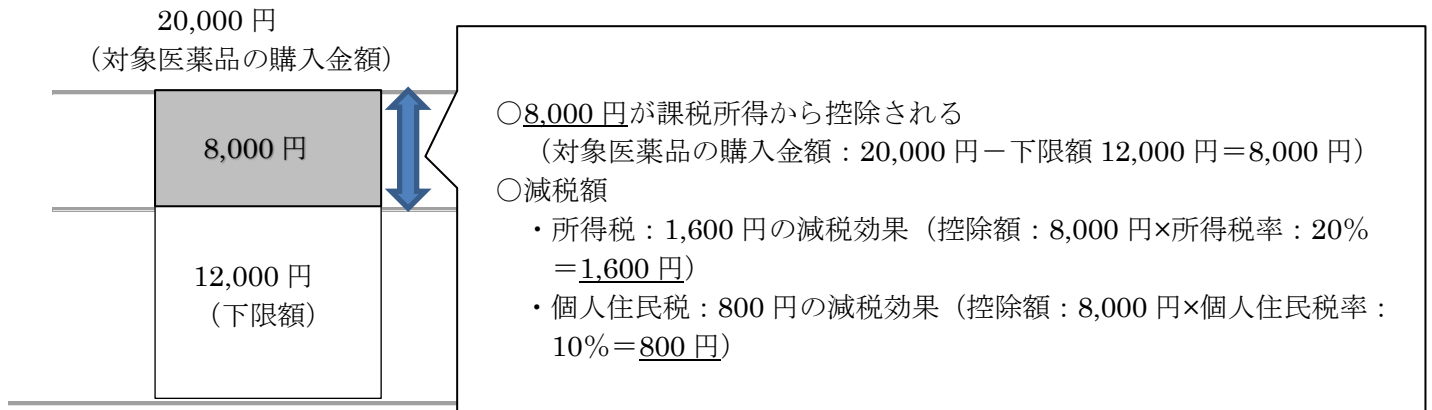
相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（平日）  
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

《表面からの続き》

### 本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得 400 万円の者が、対象商品を年間 20,000 円購入した場合（同一生計の家族分を含む。）



## セルフメディケーション税制を受けるための要件とは

① 税制の対象となるスイッチ OTC 医薬品を購入したこと

② 同一生計の家族分を合わせて、その購入金額が年間 1 万 2 千円を超えること（上限は、8 万 8 千円）

③ 制度の適用を受ける本人が健康の維持増進及び疾病の予防に関する一定の取組をしていること（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、がん検査などです。また、取組を受けたことの証明書類として、「領収書」や「結果通知表」等が必要です。）

④ 所得税・住民税を納めていること  
★セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を利用する場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。  
(確定申告をする際にはどちらかを選択して利用することになります。)



詳しくは、厚生労働省の HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

東京暮らし WEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

国税庁

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

(参考 東京暮らし WEB・厚生労働省・国税庁)

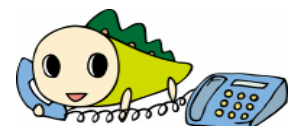
 杉並区役所 Consumer Center Information

# 杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 **03-3398-3121**

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)

杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3 階